⑮　排せつ支援加算　100単位	（新設）
注　排せつに介護を要する入院患者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。	
⑯　（略）	⑭　（略）
⑰　介護職員処遇改善加算	⑮　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（㈣及び㈤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑯までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数	㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑭までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑯までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数	㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑭までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑯までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑭までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
㈣・㈤　（略）	㈣・㈤　（略）
4　介護医療院サービス	（新設）
イ　Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	
⑴　Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	
㈠　Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)	
a　要介護1　694単位	
b　要介護2　802単位	
c　要介護3　1,035単位	
d　要介護4　1,134単位	
e　要介護5　1,223単位	
㈡　Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)	
a　要介護1　803単位	
b　要介護2　911単位	
c　要介護3　1,144単位	
d　要介護4　1,243単位	
e　要介護5　1,332単位	
⑵　Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	
㈠　Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)	
a　要介護1　684単位	
b　要介護2　790単位	